

元和卯月本刊行の背景

— 観世文庫蔵「正田・北村起請文」 —

表 きよし

その内容は次のような起請文であった。(仮に句読点・返り点を添えておく)

敬白起請文之事

今度諷之本板ニ起申ニ付、入目之儀

兩人として相調申候。右すりたて、賣

拂算用之儀、各々立相、無し紛可仕候。

其上、左近様御衆中ニ御入候事、毛頭

他言仕間敷候。此儀於「相背」者、忝も

日本国中大小之神祇井氏神之

御割可罷蒙者也。仍起請文如し件。

元和六年

卯月廿九日 正田仁左衛門

□ (花押)

北村与兵衛

玄 (花押)

観世左近大夫様

右の文中の「入目」(イリメ)とは、費用・資本(もとこ)を意味する語で、『日葡辞書』にも採録されている。したがってこの起請文は、

元和卯月本出版にあたって、正田・北村の兩人が資金の調達などを観世左近大夫に約束したものであるが、資金の提供者はそのまま刊

者ではなかるうか。当時の書物出版の実態が不明瞭なので明言はできないが、正田・北村が刊者だった可能性はかなり強いであろう。

だが、残念ながら、正田・北村の兩人の経歴はまったく不明である。『大日本史料』な

や節付を校閲して修正を加えた意である由、後述の「『元和卯月本考』」に見え、暮閑の用例を調べると確かにそうらしい。

ところで、当時は本屋が書物を出版するところが始まったばかりの頃で、もう一時期後の版本のような奥付(冊の末に出版者が添える識語や刊行年月)が元和卯月本にはないから、この本の出版事情は右の観世暮閑の奥書から推定するほかないが、右の奥書識語からは、誰がこの本の刊行者なのか明らかでない。石田少左衛門が刊者と受け取れないこともなく、そう解するのがすなおかと思うが、彼は節付だけを担当したようにも読まれる。観世大夫自身が刊者とはとても解せない。

そうした不明確だった元和卯月本の出版事情の一端をうかがわせる資料が、観世文庫に所蔵されていた。昨年、同文庫の整理を手伝った際に、断片的な型付など約十通が一束になっていた中から見いだした文書で、縦三センチ、横四六センチほどの楮紙一通である。

江戸時代に入ると、それまでは写本の形でしか作成されなかった謄本が続々と出版されるようになったが、その大半は観世流謄本だった。中でも刊年を明記した最初の謄本、最初の観世大夫公認の謄本として著名なのが、元和卯月本である。一番綴全百冊のこの本の各冊末尾に、「右百番之本者我等直／伝石田少左衛門章句付／依_レ決_ニ板起_ニ猶以_レ令_ニ清書_一／加_ニ奥書_一畢 元和六年／卯月日／観世左近大夫／暮閑(花押)」との、九世観世大夫(前名忠親、後に黒齋暮閑)の奥書が刷られており、右の年記の元和六年(一六二〇)卯月を略して元和卯月本と通称しているのである。右の識語によれば、暮閑の高弟だった石田少左衛門(友雪)が節付を施した本に基づいて出版されることになった——「依決板起」は整版本で出版することに決まったから、の意であらう——ので、暮閑が「清書」をして、奥書をも加えた謄本ということになる。右の「令清書」とは、浄書させての意味ではなく、文句

どによって調査したが、その名を他史料に見いだせなかった。大方の御教示を仰ぎたい。

右の起請文で注目される点の一つは、その年月日である。元和卯月本は元和六年卯月の奥書を持つものの、実際の刊行は元和九年であることを表章氏「『元和卯月本』考」（『能楽史新考（一）』所収）が指摘している。鴻山文庫蔵「石田友雪旧蔵本」七十九冊は、石田友雪宛の暮閑の奥書を持つ鈔写謄本で、元和卯月本の底本であることが確実な謄本である。

この石田友雪旧蔵本の奥書の年記の大部分が元和六年五月から元和九年にかけてであるため、元和卯月本は元和六年卯月に着手し、元和九年初め頃に完成したものと表章氏は推定している。着手するに際して提出されたであろう右の起請文の年月日が元和六年卯月の末日であることは、この推定を裏付ける。正田と北村の協力によって謄本出版の資金調達のめどがついたため、本格的に出版準備にとりかかったのが元和六年卯月だったのであろう。

また起請文に「左近様御衆中ニ御入候事、毛頭他言仕間敷候」と記されているのも問題である。「衆中」とは謄本刊行に参画した人々のグループを意味するはずである。それに観世大夫が加わっていることは誰にも話さないと約束しているわけだが、暮閑がなぜこのような約束を取り付ける必要があったのか疑問

である。元和卯月本の出版に観世大夫暮閑が深く関与したことは、彼の印刷奥書が各冊に添えられていることから明らかで、それは別に隠す必要もないことのはずである。それなのに衆中の一人であることを秘密にしたいのは、その衆中が出版によって利益を期待できる人たちであり、営利のための出版と受け取られることを警戒したためであろうか。

もっとも、この起請文の段階では奥書など添えない方針だったのが、売り出す段階で、観世大夫公認の形を明示するのになければ売りにくいとの判断で、奥書をも刷って発売したことも想像される。また、起請文の段階では観世暮閑は観世大夫の地位にあったが、本が発売されたであろう元和九年にはすでに隠居していた一名を出しても差し支えない身分になっていた——こととの関連も想像される。それにしては奥書が着手したばかりの元和六年卯月になっているのが不審で、やはり、利益のための謄本刊行と受け取られることを嫌ったためと解するほうが穏当であろうか。

わずか一通の文書ながら、出現した起請文は元和卯月本刊行の事情について右のように多くの問題を投げかける。転写ではなく元和六年筆に相違ない有用な古文書が思いがけない所から出てくるのが、観世文庫なのである。

（国士館短期大学助教）